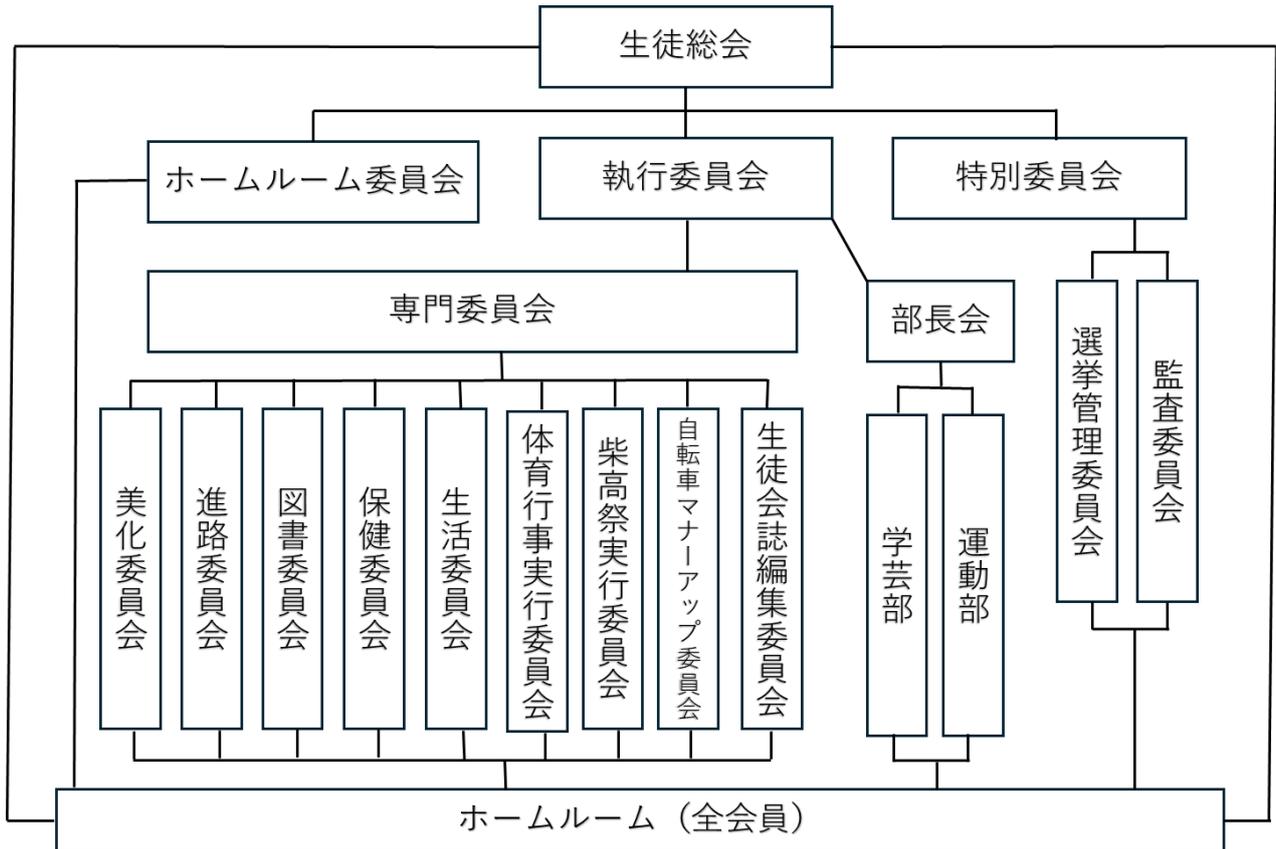


19 生徒会会則

生徒会機構図



第1章 総 則

第1条 本会は宮城県柴田高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は宮城県柴田高等学校に在籍する全生徒をもって組織する。

第3条 本会は本校の教育方針に基づき、会員の自主的活動を通じて、会員相互の礼節を重んじ愛情をもって接し、未来を開拓する創造力と実践力にとむ有能な人物を育成するとともに学校生活の充実発展をはかることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次のことを行う。

- 1 教育目標を実現し、活力ある進取的な校風とよりよき学校を創造する活動
- 2 HR、部及び各種委員会活動の活発化をはかりその企画、立案、連絡調整に関する活動
- 3 学校行事への協力及び積極的参加
- 4 その他本会の目的達成に必要な諸活動

第5条 本会の各機関に顧問をおき、学校の指導のもとに会員が自主的にこれを運営する。顧問は本校職員とし、学校長が委嘱する。

第2章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

- 1 会長1名
- 2 副会長2名(男女)
- 3 書記2名(男女)
- 4 会計3名(男女)
- 5 庶務4名

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその仕事を代行する。
- 3 書記は生徒総会、HR委員会の記録、議事録の作成及び関係書類の保管に当たる。又諸連絡、事務を担当する。
- 4 会計は本会の会計事務全般を担当する。
- 5 庶務は会計事務を除く一切の本部事務にあたる。

第8条 会長、副会長は生徒会選挙規定に基づき選出する。

第9条 書記、会計、庶務は会長が委嘱し生徒会の承認を得る。

第10条 役員の仕事、辞任については生徒会選挙規定による。

第11条 会長、副会長に欠員が生じた場合には、生徒会選挙規定により後任を選出する。他の役員の仕事については所定の手続きにより選出する。

第12条 役員はHR委員を兼ねることはできない。HR役員が役員に転出した場合は新たに選出する。

第3章 生徒総会

第13条 総会は本会における最高の議決機関であり、全会員をもって構成する。

第14条 総会は全会員の3分の2以上の出席によって成立し、その議事は、特に定められた場合を除いて出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第15条 定例総会は毎年2回(5月、10月)、会長が召集する。

第16条 次の各項に該当する場合は、会長が臨時総会を招集することができる。

- 1 会長が必要と認めたとき。
- 2 HR委員会が必要と認めたとき。
- 3 全会員の3分の1以上の要求があったとき。

第17条 総会は次の事項を議決する。

- 1 役員の仕事
- 2 予算・決算の仕事
- 3 本会事業計画に関する事項の仕事
- 4 その他重要事項の仕事

第18条 総会の招集は会長が7日前にこれを公示する。

第4章 HR委員会

第19条 HR委員会は総会に次ぐ議決機関であり、各クラスから選出されたHR委員2名(男女)ずつによって構成される。

第20条 HR委員会にHR委員の中から互選して、委員長1名、副委員長2名を置き、それぞれがHR委員会及び生徒総会の議長、副委員長を兼任する。

第21条 HR委員会は全委員の3分の2以上の出席によって成立し、その議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第22条 定例HR委員会は原則として毎月1回委員長が召集する。

第23条 次の各項に該当する場合委員長が臨時HR委員会を召集することができる。

- 1 会長が必要と認めたとき
- 2 HR委員長が必要と認めたとき
- 3 全HR委員の3分の1以上の要求があったとき

第24条 HR委員会は次の事項を審議する。

- 1 予算案・決算案について
- 2 年間事業計画に関する事項について
- 3 総会にかかる議案について
- 4 HR活動に関する事項の企画、運営について
- 5 その他の重要事項について

第5章 執行機関

第25条 本会に執行機関として執行委員会、特別委員会、専門委員会、部長会を置く。

1 執行委員会

(1) 執行委員会は生徒会役員12名、各専門委員長10名、運動部代表2名 文化部代表2名によって構成される。

(2) 執行委員会は本会の最高執行機関であり、次の事を行う。

- ① 総会、HR委員会に提出する議案の作成
- ② 総会、HR委員会において議決された事項の執行
- ③ 予算案ならびに決算書の作成
- ④ その他運営上必要と認められる事項の立案及び執行

2 特別委員会

(1) 監査委員会は各クラス選出の監査委員(各クラス1名)によって構成され、会計監査規定に基づき生徒会会計の監査にあたる。

(2) 選挙管理委員会は各クラス選出の選挙監理委員(各クラス1名)によって構成され、選挙管理規定に基づき生徒会長及び副会長等の選挙管理にあたる。

(3) 監査委員は選挙管理委員と兼ねることもできる。兼任の場合上記(1)、(2)の任務にあたる。

3 専門委員会

各専門委員会は各クラス選出の委員2名(但し放送委員会は有志も加える)によって構成され、各委員会には委員の互選により委員長(1名)、副委員長(2名)を置く。会議の議長は委員長が兼ねる。

(1) 生徒会誌編集委員会は生徒会誌の編集等の企画、運営にあたる。

(2) 放送委員会は放送設備及び視聴覚設備の操作、保管をするとともに校内放送に関する事項の企画、運営にあたる

(3) 図書委員会は図書館運営に協力するとともに、読書活動に関する事項の企画、運営にあたる。

(4) 保健委員会は全校生徒の健康管理に関する事項への協力及び校内緑化活動に関する企画、運営にあたる。

(5) 生活委員会は日常生活の規律維持及び改善、及び校内外の奉仕活動に関する企画、運営にあたる。

(6) 体育行事委員会は本校における体育授業の補助及び体育的活動(校内各

- 種体育大会、レクレーション大会等)の企画、運営にあたる。
- (7) 柴高祭実行委員会は柴高祭の企画、運営にあたる。
- (8) 進路委員会は本校における卒業後の進路選択に関する啓蒙活動および情報提供活動の企画・運営にあたる。
- (9) 自転車マナーアップ委員会は自転車通学全般の交通規則の遵守を目的として、立ち番指導を中心とした活動を行う。

4 部長会

部長会は運動部、学芸部の部長によって構成され、各部の連絡調整及び部活動上の問題について協議し、部活動の執行にあたる。

第6章 部活動

第26条

- 1 本会は会員の自主的活動により個性の伸長と心身の鍛練並びに研究活動による創造力の養成をめざし、あわせて相互の連帯を深め、活力ある高校生活を送るため、学芸部、運動部をおき、かつ又同好会をおくことができる。
- 2 以下の部をおく。

学芸部

音楽（吹奏楽、軽音楽）、家庭、美術、サイエンス、囲碁・将棋、書道、茶華道、

運動部

陸上競技、バスケットボール、バレーボール、剣道、野球、柔道、ウエイトリフティング、水泳・水球、サッカー、ソフトテニス、ソフトボール、卓球

第27条 本会員は全員いずれかの部・同好会に所属し活動をしなければならない。

第28条 各部の活動に必要な経費は生徒会から支給され公的行事に参加できる。

同好会は公的行事に参加できるが、生徒会から経費は支給されない。

第29条 部の円滑な運営のために運動部長会と学芸部長会をおく。

第30条 同好会・部活動の設立・廃部に関する規定は次のとおりとする。

1 同好会の設立・部への昇格について

- (1) 同好会の設立は、第32条の1～5の条件を満たした団体が、生徒会に申請できる。
- (2) 設立申請後、部長会、HR委員会で審議し、職員会議で決定し、生徒会に報告する。
- (3) 部への昇格は、部長会、HR委員会で審議し、生徒総会の承認を得て、職員会議で決定する。

2 部から同好会への降格・廃部について

- (1) 新入大会でチームとして成立しない場合（合同チーム可）、2年連続して新入生の登録がない場合、新入生の登録があっても活動が成立しない場合は、同好会に降格する。
- (2) 同好会としての活動が認められない場合、または、2年連続、上記(1)と同様の場合は、廃部の対象となる。
- (3) 同好会への降格、廃部については、部長会、HR委員会で審議し、生徒総会の承認を得て、職員会議で決定する。

第 31 条 部・同好会は次の条件を満たしていること。

- 1 明確な活動目標を有し、生徒会活動として適していること。
- 2 活動するのに十分な人数を満たしていること。
- 3 活動場所の確保が可能であること。
- 4 部長、副部長、会計をおくこと。
- 5 顧問は本校職員であること。
- 6 部長会に出席する。
- 7 春の総会に年間目標及び活動目標を提出する。
- 8 秋の総会に中間活動報告を提出する。
- 9 生徒会誌に活動状況を掲載する。
- 10 運動部・同好会は、地区大会、または、それに準ずる大会に出場する。

第 32 条 各部・同好会は毎年 4 月に執行部に対し、年間目標及び活動計画を提出しなければならない。

第 7 章 任命・任期

第 33 条 本会の役員、委員は所定の手続きを経て選出され、すべて学校長によって任命される。

第 34 条

- 1 会長・副会長の任期は 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年間とし、原則として 9 月第 1 週から第 2 週にかけて改選を行なう。
- 2 その他の役員の任期は、10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年間とする。専門委員長も同様とする。

第 8 章 会計

第 35 条 本会の予算は会費、入会金、その他の収入をもってこれに充てる。会費は HR 委員会並びに生徒総会を経て職員会議で決定される。

第 36 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 9 章 会則改正

第 37 条 本会則の改正については、次の場合、HR 委員会から発議される。

- 1 全会員の 3 分の 1 以上の署名申請があったとき。
- 2 HR 委員会で過半数の要請があったとき。

第 38 条 本会則の改正は生徒総会で出席者の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

第 10 章 附則

第 39 条 本会の運営、執行に関しては学校長の承認の上、行なわれることとする。

第 40 条 本会則は昭和 61 年 7 月 4 日から施行する。

第 41 条 執行委員会は会則正文を保管する。

改正附則

- 1 本会則は、平成 4 年 4 月 1 日から改正施行される。
- 2 平成 23 年 4 月 1 日 一部改正（専門委員会、任命・任期）
- 3 令和 7 年 4 月 1 日 一部改正（部名、標記）